

北海道「オロロン地区」 新規就農者支援対策事業

オロロン地区(羽幌町・初山別村・遠別町)では、「意欲と情熱を持って農業を始めたい!!」という新規就農者を求めています。

ステップ I

新規就農希望者

オロロン地区(羽幌町・初山別村・遠別町)において、新たに農業を営み又は農業に従事しようとする意欲と情熱を有しており、年齢が48歳未満の方

就農相談(北海道農業公社・各地域担い手育成センターによる面談)

ステップ II

体験実習 (30日以上60日以内)

- ① 実習期間中報酬
時給1,000円
(実習受入農家及び法人が支払)
- ② 傷害共済掛金
(実習受入農家及び法人が支払)



自動車でのアクセス

羽幌町 初山別村 遠別町
・札幌から 約3時間 約3.5時間 約4時間
・旭川から 約2時間 約2.5時間 約3時間
・稚内から 約2.5時間 約2時間 約1.5時間

就農者計画認定申請(北海道・各地域担い手育成センター)

ステップ III

就農研修 (新規、24ヶ月以内)

- ① 研修支援金
年100万
- ② 傷害共済支援金
(受入農家及び法人が支払)
- ③ 住宅料支援金
自己負担額の1/2以内
(月額15,000円限度)
- ④ 研修旅費支援金
自己負担額の1/2以内
(20万円限度)
- ⑤ 国民年金保険料支援金
自己負担額の1/2以内
- ⑥ 国民健康保険税支援金
自己負担額の1/2以内
- ⑦ 免許取得支援金(R3.4追加)
取得費の1/2以内
(10万円限度)

※上記③～⑦までの合計総額
年50万円限度

自立就農者の認定申請(各地域担い手育成センター)

ステップ IV

個別経営開始

※研修後、2年以内に経営開始

自立補助

- (1) 就農祝い金
10万円(就農時)
- (2) 農地賃借料補助
支払済額の1/2以内(5年間)
- (3) 農業制度資金借入金補助
借入金残高の1/10以内
(20万円限度)(5年間)
- (4) 固定資産税補助
農業分納付相当額の1/2以内
(5年間)
- (5) 機械賃借料補助
支払済額の1/2以内
(10万円限度)(5年間)
- (6) 住宅賃借料補助(R3.4追加)
自己負担額の1/2以内
(月額15,000円限度)(5年間)

※上記(2)～(6)までの合計総額
年50万円限度

・北海道農業担い手育成センター / 060-0005
・羽幌町役場 農林水産課 / 078-4198
・初山別村役場 経済課 / 078-4492
・遠別町役場 経済課 / 098-3543

札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル6階 TEL 011-271-2255 FAX 011-271-3776 <https://www.adhokkaido.or.jp/>
羽幌町南町1番地の1 TEL 0164-68-7008(直) FAX 0164-62-1219 <https://www.town.haboro.lg.jp/>
初山別村字初山別96番地1 TEL 0164-67-2211(代) FAX 0164-67-2298 <http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/>
遠別町字本町3丁目37番地 TEL 01632-7-2111(代) FAX 01632-7-3695 <http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/>

オロロン地区農業担い手確保対策協議会

・JAるもい 本所 / TEL 0164-62-2145(直)
・JAるもい 初山別支所 / TEL 0164-67-2121(代)
・JAるもい 遠別支所 / TEL 01632-7-2511(代)